

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、枚方市学校いじめ重大事態調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(担任意務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 臨床心理に関する専門的知識を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し教育委員会が適当と認める者

(委員の委嘱)

第4条 委員の委嘱期間は、2年(委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、2年以内)とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第5条 教育委員会は、委員会の担任意務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(委員の報酬)

第6条 委員(臨時委員を含む。以下同じ。)の報酬の額は、枚方市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和23年枚方市条例第105号)別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 委員会の会議への出席 日額22,000円
- (2) 関係者からの聴取等による調査又は当該調査に係る資料の作成 時間額11,000円

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。ただし、副委員長については、委員長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長(委員長が定められていない場合にあっては、教育委員会)が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の会議については、枚方市附属機関条例(平成24年枚方市条例第35号)第5条第2項の規定の例による。

(会議の非公開等)

第9条 委員会の会議は、非公開とする。

2 委員会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(関係者に対する協力要請)

第10条 委員会は、担任意務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(枚方市附属機関条例の一部改正)

2 枚方市附属機関条例の一部を次のように改正する。

[次のよう略]